

# 物納許可限度額等の計算方法が変わりました

(令和7年4月1日以後相続開始に係る申請分から適用)

## 改正の概要

### ＜物納許可限度額の計算方法の改正点＞

- ① 延納によって納付することができる金額の計算について、納期限又は納付すべき日における収入金額を基に算出していたところ、将来の収入金額の減少が確実であると見込まれる場合の計算方法を明確化しました。
- ② 延納によって納付することができる金額の計算について、年間納付資力に乗ずる年数を、一律に延納可能最長年数としていたところ、課税相続財産の種類における延納年数や平均余命年数を考慮した計算方法としました。
- ③ 改正前の物納許可限度額に、延納期間終了後における当面の生活費及び事業経費を加算した額を、改正後の物納許可限度額とすることとしました。

## 改正後の物納許可限度額の計算方法

|                                               |                                                     |                                                                            |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ① 納付すべき相続税額                                   |                                                     |                                                                            |
| ② 現金納付額（延納許可限度額の計算により算出した金額）                  |                                                     |                                                                            |
| 延納によって納付することができる金額                            | 減少前の計算<br>収入金額の                                     | ③ 年間の収入見込額                                                                 |
|                                               |                                                     | ④ 申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の年間の生活費                                             |
|                                               |                                                     | ⑤ 申請者の事業の継続のために必要な年間の運転資金（経費等）の額                                           |
|                                               |                                                     | ⑥ 年間の納付資力（③－④－⑤）                                                           |
|                                               |                                                     | ⑦ 収入金額が減少するまでの年数※ <sup>1</sup>                                             |
|                                               | 減少後の計算<br>収入金額の                                     | ⑧ 減少後の年間収入見込額                                                              |
|                                               |                                                     | ⑨ ⑧に対応する事業の継続のために必要な年間の運転資金（経費等）の額                                         |
|                                               |                                                     | ⑩ 減少後の年間の納付資力（⑧－④－⑨）                                                       |
|                                               |                                                     | ⑪ 延納可能最長年数※ <sup>2</sup> 又は平均余命年数※ <sup>3</sup> のいずれか短い年数から<br>⑦の年数を控除した年数 |
|                                               |                                                     | ⑫ おおむね1年以内に見込まれる臨時的な収入※ <sup>4</sup>                                       |
|                                               | ⑬ おおむね1年以内に見込まれる臨時的な支出                              |                                                                            |
|                                               | ⑭ 生活費及び事業経費の3か月分（延納許可限度額の計算時に、現金・預貯金等の額から<br>控除した額） |                                                                            |
| ⑮ 延納によって納付することができる金額<br>（（⑥×⑦）＋（⑩×⑪）＋（⑫－⑬）＋⑭） |                                                     |                                                                            |
| ⑯ 延納期間終了後の当面の生活費及び事業経費                        |                                                     |                                                                            |
| ⑰ 物納許可限度額（①－②－⑮＋⑯）                            |                                                     |                                                                            |

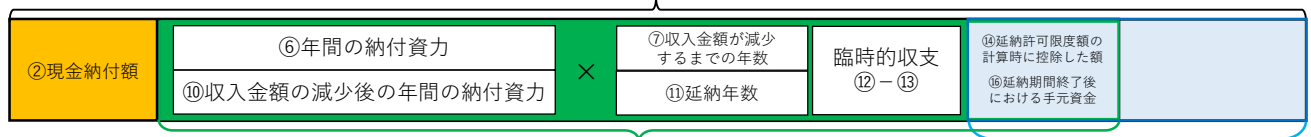
※1 収入金額の減少がない場合は、「延納可能最長年数※2又は平均余命年数※3のいずれか短い年数」と読み替えて計算してください。収入金額の減少後の計算を行う必要はありません。

※2 延納可能最長年数の区分が2以上ある場合は、それぞれの区分の最長年数を当該区分に用いた課税相続財産の価額の割合であん分した年数を、合計した年数とします。

※3 納期限又は納付すべき日における、厚生労働省が公表する完全生命表に基づく平均余命年数とします。

※4 申請時点で確定している臨時的な収入（給付が確定している退職金など）のみを計上してください。

①納付すべき相続税額



⑮延納によって納付することができる金額

⑰物納許可限度額

※ 実際の計算に当たっては、物納申請書の別紙「金銭納付を困難とする理由書（相続税延納申請・物納申請用）」に金額等を記入して計算してください。

なお、計算の根拠となった資料等の写しを「金銭納付を困難とする理由書」に添付してください。

## ご注意ください

国税は、金銭で納付することが原則ですが、相続税に限っては、納付すべき相続税額を納期限まで又は納付すべき日に延納によっても金銭で納付することが困難な事由がある場合に、その納付を困難とする金額を限度として、「物納申請書」及び「物納手続関係書類」を納期限又は納付すべき日までに、被相続人の死亡の時における住所地を所轄する税務署に提出することにより、一定の相続財産で納付すること（物納）が認められています。

なお、物納に充てようとする財産を選択する際には、相続税法第41条各項の規定による要件に該当していることが必要であり、特に、管理処分不適格財産（相続税法施行令第18条、同法施行規則第21条）、物納劣後財産（相続税法施行令第19条）に該当していないことを確認する必要があります。

物納に充てる財産の整備や必要書類の作成のための費用（例えば、土地に係る登記関係費用、手数料のほか、境界標の設置や実測費用など）及び物納が許可されるまでの維持管理費用（例えば、固定資産税、建物の修繕費など）は、申請者ご自身の負担になります。また、物納の許可による納付があったとされる日までの期間のうち、申請者において必要書類の訂正等又は物納申請財産の収納にあたっての措置を行う期間について、利子税がかかります。

詳しくは、裏面に掲載しているURLより、国税庁ホームページ又は「相続税の物納の手引（手続編）」をご確認ください。

# 延納許可限度額の計算方法が変わりました

## 改正の概要

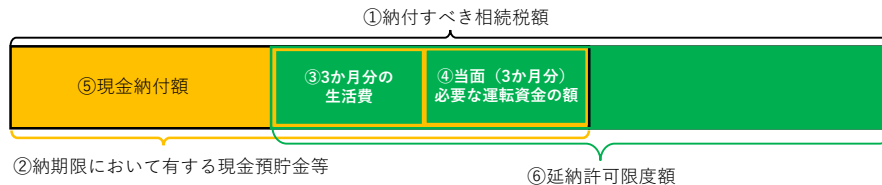
物納許可限度額の計算では、延納許可限度額を基礎としているため、物納許可限度額の見直しに伴い、延納許可限度額の計算方法について以下のとおり、改正を行いました。

### 《延納許可限度額の計算方法の改正点》

当面の事業経費の算出方法として、前年の事業経費の額に1/12を乗じた額として差し支えないとしていたところ、前年の事業経費の額の3/12を乗じた額として差し支えないこととしました。

## 改正後の延納許可限度額の計算方法

|                |                                          |
|----------------|------------------------------------------|
| 現金<br>納付<br>額  | ① 納付すべき相続税額又は贈与税額                        |
|                | ② 納期限において有する現金、預貯金その他の換価の容易な財産の価額に相当する金額 |
|                | ③ 申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3か月分の生活費         |
|                | ④ 申請者の事業の継続のために当面（3か月分）必要な運転資金（経費等）の額    |
|                | ⑤ 納期限に金銭で納付することが可能な金額（②－③－④）             |
| ⑥ 延納許可限度額（①－⑤） |                                          |



※ 実際の計算に当たっては、延納申請書の別紙「金銭納付を困難とする理由書」に金額等を記入して計算してください。  
 なお、計算の根拠となった資料等の写しを「金銭納付を困難とする理由書」に添付してください。

## ご注意ください

国税は、金銭で一時に納付することが原則ですが、申告又は更正・決定により納付することになった相続税額（贈与税額）が10万円を超え、納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、その納付を困難とする金額を限度として、「延納申請書」及び「担保提供関係書類」を納期限又は納付すべき日までに、被相続人の死亡の時ににおける住所地を所轄する税務署に提出の上、担保を提供することにより、年賦で納めること（延納）ができます。この延納期間中は利子税がかかります。

なお、延納が許可されるためには、担保が①不動産（土地、建物）、上場株式等の有価証券、保証人による保証等であること（可能な限り処分が容易であって、かつ、価額の変動の恐れが少ないものから選択）、②担保として不適格な事由がないこと（共同相続人間で所有権を争っているもの、売却できる見込みのないもの、共有財産の持分等）、③必要担保額（延納税額及び利子税額3回分）を充足していることが必要ですので、財産の状況・権利関係等を十分に踏まえて延納担保とする財産を選定してください。

詳しくは、下記に掲載しているURLより、国税庁ホームページ又は「相続税・贈与税の延納の手引」をご確認ください。

## 適用開始時期

相続税：令和7年4月1日以後相続開始に係る延納申請及び物納申請から適用されます。

贈与税：令和7年6月24日以後に申請期限が到来する延納申請書から適用されます。

## 参考

○厚生労働省が公表する完全生命表

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/seimei/list54-57-02.html#a>



○延納制度及び物納制度のあらまし

国税庁ホームページ＞税の情報・手続・用紙＞納税・納税証明書手続＞延納・物納申請等

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/enno-butsumo/01.htm>



○改正後の様式

国税庁ホームページ＞税の情報・手続・用紙＞納税・納税証明書手続＞延納・物納申請等＞3 様式集

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/enno-butsumo/yoshiki/02.htm#a-01>

